

性能向上計画認定（適合証ありの場合）

（単位：円）

種別		規模	手数料額	
			認定申請	変更認定申請
一戸建て住宅			5,800	4,100
一戸建て住宅以外	住宅部分	300㎡未満	11,300	8,000
		300㎡～2000㎡	23,800	16,700
		2000㎡～5000㎡	52,800	37,000
		5000㎡～10000㎡	94,700	66,500
		10000㎡～25000㎡	119,000	83,500
		25000㎡以上	148,000	103,000
	非住宅部分	300㎡未満	102,000	71,600
		300㎡～1000㎡	129,000	91,100
		1000㎡～2000㎡	171,000	119,000
		2000㎡～5000㎡	276,000	193,000
		5000㎡～10000㎡	361,000	253,000
		10000㎡～25000㎡	434,000	304,000
		25000㎡以上	509,000	357,000

備考

- 1 複数建築物に係る性能向上計画認定申請の手数料額は、申請建築物に係る一の建築物の認定申請の場合の手数料額及び他の建築物の一の建築物の認定申請の手数料額を合算した額です。
- 2 複数建築物に係る性能向上計画認定の変更認定申請の手数料額は、変更を行う建築物の一の建築物の変更認定申請の場合の手数料額を合算した額です。ただし、新たに他の建築物を追加する場合は、認定申請の場合の手数料額を合算します。
- 3 共同住宅の共用部分を除く場合、当該共用部分を減じて得た床面積により算出します。
- 4 併用住宅等、住戸の数が1である複合建築物の場合、住宅部分は一戸建て住宅とみなして算出します。

性能向上計画認定（適合証なしの場合）

（単位：円）

種別	評価方法	規模	手数料額		
			認定申請	変更認定申請	
一戸建て住宅	誘導仕様基準	200㎡未満	20,700	14,300	
		200㎡以上	22,200	15,100	
	標準計算法	200㎡未満	40,200	28,300	
		200㎡以上	44,900	31,500	
	仕様・計算併用	200㎡未満	30,100	21,100	
		200㎡以上	33,200	23,300	
一戸建て住宅以外	誘導仕様基準	300㎡未満	38,700	26,800	
		300㎡～2000㎡	66,900	46,500	
		2000㎡～5000㎡	120,000	84,800	
		5000㎡以上	183,000	127,000	
	標準計算法	300㎡未満	81,000	56,800	
		300㎡～2000㎡	135,000	94,600	
		2000㎡～5000㎡	229,000	161,000	
		5000㎡～10000㎡	329,000	231,000	
		10000㎡～25000㎡	390,000	273,000	
		25000㎡以上	449,000	314,000	
		仕様・計算併用	300㎡未満	59,800	42,000
			300㎡～2000㎡	100,000	70,500
	2000㎡～5000㎡		175,000	122,000	
	5000㎡～10000㎡		256,000	179,000	
	10000㎡～25000㎡		304,000	213,000	
	25000㎡以上		354,000	248,000	
	非住宅部分	標準入力法	300㎡未満	266,000	186,000
			300㎡～1000㎡	334,000	234,000
			1000㎡～2000㎡	431,000	301,000
			2000㎡～5000㎡	615,000	430,000
			5000㎡～10000㎡	758,000	531,000
			10000㎡～25000㎡	896,000	627,000
			25000㎡以上	1,020,000	715,000
			モデル建物法	300㎡未満	102,000
300㎡～1000㎡		129,000		91,100	
1000㎡～2000㎡		171,000		119,000	
2000㎡～5000㎡		276,000		193,000	
5000㎡～10000㎡		361,000		253,000	
10000㎡～25000㎡		434,000		304,000	
25000㎡以上		509,000	357,000		

備考

- 1 非住宅でBEST省エネ基準算定プログラムによる評価の場合は標準入力法とみなします。
- 2 複数建築物に係る性能向上計画認定申請の手数料額は、申請建築物に係る一の建築物の認定申請の場合の手数料額及び他の建築物の一の建築物の認定申請の手数料額を合算した額です。
- 3 複数建築物に係る性能向上計画認定の変更認定申請の手数料額は、変更を行う建築物の一の建築物の変更認定申請の場合の手数料額を合算した額です。ただし、新たに他の建築物を追加する場合は、認定申請の場合の手数料額を合算します。
- 4 共同住宅の共用部分を除く場合、当該共用部分を減じて得た床面積により算出します。
- 5 併用住宅等、住戸の数が1である複合建築物の場合、住宅部分は一戸建て住宅とみなして算出します。